

国の行政組織等の減量・効率化の推進について (平成20年度減量・効率化方針)

平成19年12月22日
平成20年3月31日一部改定
総務省行政管理局

厳しい財政事情の中にあつて、行政が取り組むべき緊要な諸課題に的確に対応していくためには、経済社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な政府を実現することが肝要である。

このような基本認識に立って、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定。以下「定員純減計画」という。）等に基づき、地方支分部局の業務及びIT化に係る業務を始めとする業務全般の見直しの徹底により、国の組織・業務の減量・効率化を抜本的かつ具体的・計画的に進めるため、平成20年度機構・定員審査過程等を通じて具体化を図った減量・効率化に関する今後の取組方針を、以下のとおり取りまとめる。

各府省においては、今後、本方針に基づき、既往の政府決定等を踏まえつつ着実に減量・効率化を実施するとともに、更に具体化を図るべき課題については、平成21年度機構・定員要求等に的確に反映するものとする。

なお、本方針については、毎年度の機構・定員審査過程等を通じて改定を行う。

1 定員純減計画

国の行政機関の定員については、定員純減計画において、平成18年度から22年度までの5年間で▲5.7%（▲18,936人）以上の純減を実施することとされ、これまで前倒し（実施時期が特定されているものを除く。以下同じ。）で定員の純減に取り組み、平成18年度に▲1,502人、19年度に▲2,129人の純減を実現したところである。平成20年度においても純減の前倒しを行い、▲4,122人の純減を確保することとし、21年度以降も、引き続き純減目標の確実な達成に向けた取組を行うこととする。特に、定員純減計画の2(1)の重点事項及び「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成19年度減量・効率化方針）」（平成18年12月22日総務省行政管理局）の2の防衛施設関係については、定められたそれぞれの目標数以上の純減を行う。

《平成20年度における主な取組内容》（括弧内は18～20年度の純減数の合計）

以下の事項を始めとする取組を通じ、国の行政機関全体で▲4,122人の純減（▲7,753人純減）を図る。

- ・ 社会保険庁関係 ▲2,285人純減（▲2,826人純減）（厚生労働省）
- ・ 農林統計等関係 ▲566人純減（▲1,381人純減）（農林水産省）
- ・ 食糧管理等関係 ▲511人純減（▲1,251人純減）（農林水産省）
- ・ ハローワーク関係及び労働保険(労災)関係 ▲433人純減（▲1,034人純減）（厚生労働省）
- ・ 登記・供託関係 ▲344人純減（▲797人純減）（法務省）
- ・ 北海道開発関係 ▲332人純減（▲635人純減）（国土交通省）
- ・ 森林管理関係 ▲92人純減（▲277人純減）（農林水産省）
- ・ 気象庁関係 ▲84人純減（▲256人純減）（国土交通省）
- ・ 防衛施設関係 ▲38人純減（▲166人純減）（防衛省）
- ・ 自動車登録関係 ▲37人純減（▲126人純減）（国土交通省）
- ・ 国有財産管理関係 ▲35人純減（▲96人純減）（財務省）
- ・ 官庁宮繕関係 ▲26人純減（▲69人純減）（国土交通省）
- ・ 国土地理院関係 ▲15人純減（▲39人純減）（国土交通省）

2 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等

地方支分部局等については、「行政改革の重要方針」、定員純減計画等に定める以下の方針に基づく減量・効率化の取組を着実に進める。

また、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、地方支分部局の抜本改革に向け、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に沿った地方への移譲と合理化を地方分権改革推進委員会において検討することとされており、同委員会の検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

- ・ 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- ・ 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとなどに設置されている地方支分部局等について、事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- ・ 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限移譲（特に地域振興関連業務）を行うことにより業務を大胆に縮減する。また、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを行う。

- ・ 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。
- ・ 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- ・ 調査・統計関連業務の民間委託等や合理化を行う。統計調査については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）等に基づき、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化等を行う。
- ・ 事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政や業所管行政の見直しを進める。
- ・ 地方支分部局の整理合理化については、既往の閣議決定等に基づき、今後の事務事業の見直し及び定員の純減の進展等に併せて、引き続きその統合、廃止及び合理化を推進することとし、結論を得られたものについて逐次実施に移す。その際、IT化の進展、競争の導入による公共サービスの改革の進展、中央省庁等改革の実施状況の点検等を踏まえる。

《平成20年度における主な取組内容》

【定員】

以下の事項を始めとする取組を通じ、地方支分部局全体で▲8,078人の合理化（前年度比▲3.8%）〔▲4,700人純減（前年度比▲2.2%）〕を図る。

- ・ 地方社会保険事務局全体で▲2,597人合理化（うち▲1,975人は政府管掌健康保険に係る業務の全国健康保険協会への移管。その他、定型業務の外部委託化、社会保険事務所における国民年金保険料収納事業の市場化テストの実施等）（厚生労働省）
- ・ 地方農政局、北海道農政事務所全体で▲1,197人合理化（農林統計等関係・食糧管理等関係の業務見直し等、公共事業関連業務を始めとする業務の効率化）（農林水産省）
- ・ 国税局全体で▲1,013人合理化（国税関係手続のオンライン利用促進、内部管理業務の効率化・合理化、業務・システムの最適化等）（財務省）

【事務所・出張所等の統廃合】

- ・ 法務局・地方法務局の支局・出張所について、平成20年度以降、80庁程度を統廃合（法務省）
- ・ 税関の出張所について、7か所を廃止（財務省）
- ・ 労働基準監督署・公共職業安定所について、23労働局管内44署所を整理合理化（厚生労働省）

- ・北海道開発局の事務所・事業所等について、5か所を削減（国土交通省）
- ・気象庁の測候所について、10か所を廃止（国土交通省）

3 IT化による業務のスリム化等

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）及び「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日改定）に基づき、業務のIT化を進める中で、以下により、IT化による業務のスリム化等を行う。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・IT化による業務の効率化・合理化により、全体で▲2,490人合理化

(1) 手続等のオンライン利用促進

「IT新改革戦略」で掲げた申請・届出等手続におけるオンライン利用率を平成22年度までに50%以上とするとの目標達成に向け、「電子政府推進計画」等に基づき、オンライン利用の促進を図ることにより、組織・業務の減量・効率化を行う。

具体的には、年間申請件数が10万件以上の手続等のオンライン利用促進対象手続（165手続）について、「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月策定、平成19年3月改定。以下「利用促進計画」という。）に基づき、オンライン申請手続の簡素化等の具体的な利用促進措置の着実な実施等により、オンライン利用率の向上を図りつつ、思い切った簡素化・合理化を行う。特に、利用者に身近な手続（商業・法人登記申請及び不動産登記申請、国税関係手続並びに社会保険・労働保険関係手続）についてオンライン利用率の着実な向上を図り、業務の効率化・合理化を推進する。

また、利用促進計画の対象外の手続については、申請等手続のオンライン利用件数、利用率等を踏まえ、費用対効果等の観点から申請システムの効率化等について検討を進め、その結果を踏まえて業務実施体制の効率化・合理化を図る。

これに併せて、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

企業対象手続については、全面的なオンライン化を推進するため関係団体等への周知、要請等を行う。電子入札については、公共事業支援統合情報シ

システム（CALS／EC）を始めとしたIT化などにより、全面的な実施を推進する。

上記のほか、「電子政府推進計画」等に基づくワンストップサービスの拡大と業務の効率化を進める。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・ 国税関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化により、▲102人合理化（財務省）
- ・ 登記申請事件等処理事務のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化により、▲87人合理化（法務省）
- ・ 労働保険関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化により、▲5人合理化（厚生労働省）

(2) 内部管理業務の効率化・合理化

「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」における総人件費改革の実行計画、「行政改革推進法」、「電子政府推進計画」等に基づき、人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務については、各府省における各業務・システムの最適化の実施に当たり、以下に掲げるような業務の見直しを行う。

- ・ 情報システムの統一化
- ・ 起案・決裁を始めとする業務処理の標準化・自動化
- ・ 手続の簡素化
- ・ 職員による判断を要しない業務の積極的な外部委託 等

特に、中央省庁等改革の統合府省においては、統合メリットを活かした官房要員配置の見直し等一層の業務集約等の取組を行う。また、IT化を推進する官庁においては、率先してIT化及び抜本的な業務改革に取り組み、その積極的な推進を図る。

さらに、内部管理業務については、業務・システム最適化計画に基づき、新システムへの移行に合わせた具体的な業務の見直しと減量・効率化を早期かつ着実に行う。

このような取組を進めることにより、業務・システム最適化計画に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の合理化を行う。

なお、制度所管官庁等は、各府省における業務処理手順や手続の簡素化等

が可能な限り早期に実施できるよう、必要に応じ、業務処理、手続等を定める関係法令の改正を行うとともに、各府省においても合わせて内部規程の見直しを行う。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・ 内部管理業務の効率化・合理化により、全体で▲1,078人合理化

(3) 業務・システムの最適化等を通じた効率化・合理化

電子政府・電子自治体を推進し、合わせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。

また、「今後の行政改革の方針」、「電子政府推進計画」等に基づき、業務・システムについて、上記(2)と同様、以下に掲げるような業務の見直しを行い、可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。

- ・ 情報システムの統一化
- ・ 起案・決裁を始めとする業務処理の標準化・自動化
- ・ 手続の簡素化
- ・ 職員による判断を要しない業務の積極的な外部委託 等

特に、いわゆる国の旧式（レガシー）システムについては、業務・システム最適化計画に基づく最適化の実施等による徹底した業務改革により、定員の大幅な合理化等の減量・効率化を図る。また、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務体制の見直しを行う。

なお、先立って見直しが可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

《平成20年度における主な取組内容》

以下の業務・システムを始めとする最適化の実施等による徹底した業務改革により、全体で▲1,407人の合理化を図る。

- ・ 国税関係業務（税務相談の電話相談センターへの集中化、税務署の内部事務の一元化等）（財務省）
- ・ 社会保険業務（定型業務の外部委託化等）（厚生労働省）
- ・ 農林水産省共同利用電子計算機システム（農林水産統計の見直しに沿ったデータの一元管理、サーバの集約、システムの管理・運用業務のアウトソーシング等）（農林水産省）

4 包括的・抜本的な民間委託等

「民間にできることは民間に」との基本的考え方の下、本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、事務・事業について民間委託等によるアウトソーシングを推進する。

(1) 官民競争入札等

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）及び「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定、平成19年12月24日改定）に基づき、同方針の別表で定められた統計調査関連業務、登記関連業務、社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務、公物管理関連業務並びに施設管理・運営業務及び研修関連業務等について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放の実施等を計画的かつ着実に実施し、業務の効率化・合理化を行う。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・社会保険事務所における国民年金保険料収納事業の市場化テストの実施により、▲254人合理化（厚生労働省）
- ・登記事項証明書の交付等の証明事務における市場化テストの実施により、▲122人合理化（法務省）

(2) 統計調査の民間委託

統計事務（企画、実査、審査、集計、分析、公表等）については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成19年5月30日改正）、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月31日一部改定）等を踏まえ、民間委託を一層推進するとともに、「公共サービス改革基本方針」の別表で定められた統計調査関連業務の民間開放の取組を着実にを行うなど、包括的民間委託についても積極的な導入を図る。

《平成20年度における主な取組内容》

- 以下の統計調査について、民間競争入札を実施する。
- ・科学技術研究調査（総務省）
 - ・社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査、就労条件総合調査（厚生労働省）
 - ・牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材流通統計調査

- のうち木材価格統計調査（農林水産省）
- ・経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）

(3) その他

「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議、平成19年7月2日改定）に基づき、施設・設備等の管理業務（庁舎の警備・清掃、公務員宿舎の管理人業務等）、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等については、民間委託等を積極的に推進する。

PFIについては、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進する。

公共事業関連業務について、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託等を積極的に進める。

《平成20年度における主な取組内容》

【行政効率化推進計画関係】

- ・職員運転手の退職後不補充・配置転換等により、自動車運転手を全体で▲112人合理化（全府省）
- ・技能・労務職員の採用抑制、民間委託等の推進により、▲185人合理化（防衛省）

【PFI関係】

- ・刑務所PFI事業の推進（島根あさひ社会復帰促進センターの施設の整備・運営）（法務省）
- ・航空保安大学の校舎等の維持管理におけるPFI方式の導入（国土交通省）

【公共事業関連業務】

- ・地方整備局における公共事業関連業務の合理化により、▲502人合理化（国土交通省）
- ・地方農政局の公共事業関連業務の効率化により、▲65人合理化（農林水産省）

5 独立行政法人等への業務移管

(1) 定員純減計画において定められた独立行政法人（非公務員）等への業務移管

森林管理関係業務（人工林の整備、木材販売等の業務）、国立高度専門医療センター及び気象研究所については非公務員型独立行政法人化を着実にを行う。また、北海道開発関係業務については防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等を独立行政法人土木研究所へ移管し、社会保険庁関係業務については政府管掌健康保険を全国健康保険協会へ移管する。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・ 政府管掌健康保険に係る業務の全国健康保険協会への移管により、▲2,000人合理化（厚生労働省）
- ・ 防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等の独立行政法人土木研究所への移管により、▲138人合理化（国土交通省）

(2) 社会保険庁改革

平成22年1月に社会保険庁を廃止し、国の直接的な監督の下で、公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）を担う日本年金機構（非公務員型の公法人）を設置する。その際、国の管理部門の組織・定員は必要最小限とする。また、日本年金機構については、年金業務・組織再生会議における議論を踏まえ、基本計画を策定し、アウトソーシングの推進等を行う。

また、日本年金機構に移行するまでの間については、既往の方針を踏まえ、平成20年10月に政府管掌健康保険に係る業務を全国健康保険協会へ移管するほか、外部委託等を推進し、確実に定員合理化を実施するとともに、業務見直しによる効率化・合理化を図る。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・ 社会保険庁全体で▲2,622人合理化（うち、▲2,000人は政府管掌健康保険に係る業務の全国健康保険協会への移管。その他、定型業務の外部委託化、社会保険事務所における国民年金保険料収納事業の市場化テストの実施等）（厚生労働省）

(3) その他独立行政法人等への業務移管

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、民間委託等が困難な事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿う事務・事業については独立行政法人に移行するなど、減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法人を活用するなど組織の肥大化を来さないよう対処する。

なお、「行政改革の重要方針」等に基づき独立行政法人化の検討を行う際には、既に方針が明記されたものを除き、非公務員型独立行政法人化について検討を行う。

6 その他の事務・事業及び組織の合理化等

特別会計については、引き続き「行政改革推進法」、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）等を踏まえ、特別会計において経理されている事務・事業の合理化、効率化を図る。

組織については、行政需要の減退しつつある部門を縮小し、計画的・積極的に減量・効率化を図る。

また、公務員の研修施設等については、定員の合理化や組織の統廃合など減量・効率化を図る観点から見直す。

《平成20年度における主な取組内容》

- ・研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化により、全体で▲103人合理化（全府省）
- ・船員労働委員会の廃止により、▲26人合理化（国土交通省）

このほか、上記の観点にとどまらず、上記に掲げた政府決定に加え、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）、規制改革会議答申、行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等、会計検査院の決算検査報告等も踏まえ、事務・事業及び組織・業務体制の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

（注1）本方針を踏まえた府省ごとの個別の取組内容については、『「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成20年度減量・効率化方針）」に基づく各府省庁の取組内容』を参照。

（注2）各項目に掲げている合理化数等については、別の項目と重複している場合がある。